

経済安全保障推進法に基づく安定供給確保支援業務

令和7年度 事業計画

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

一般財団法人日本船舶技術研究協会

1. 事業の目的・概要

当協会は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第31条第1項の規定に基づく船舶の部品に係る安定供給確保支援法人として、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和4年政令第394号）第1条第11号により特定重要物資として指定された船舶の部品及びその生産に必要な原材料等（以下「船舶の部品等」という。）の安定供給確保に取り組む事業者（以下「認定供給確保事業者」という。）に対する助成金の交付、船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集等を通じ、船舶の部品等のサプライチェーンの強靱化を図ることを目的として安定供給確保支援業務を実施する。

2. 事業の内容・方法・計画

法、特定重要物資の安定的な供給の確保に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）、船舶の部品に係る安定供給確保を図るための取組方針（令和4年12月28日国土交通省公表）、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準（令和5年2月15日内閣府及び国土交通省公表）、安定供給確保支援業務規程（令和5年2月24日当協会制定）及び船舶関連機器サプライチェーン強靱化事業費補助金交付要綱（令和5年2月15日国海産第466号）等に基づき、次の①から③の業務を実施する。

① 認定供給確保事業者が認定供給確保事業を行うために必要な資金に充てるための助成金の交付及びそれに附帯する業務

認定供給確保事業者からの交付申請時の審査、交付決定、交付決定後の指導・監督を通じ、適正な執行に努める。認定供給確保事業者による供給確保計画の進捗等を適切に確認し、国土交通省と連携して、確認内容に応じた適切な助成金の執行を行うよう留意する。

② 船舶の部品等の安定供給確保に関する情報の収集及びそれに附帯する業務

船舶の部品等の国内や海外の需給動向その他の安定供給確保に関する情報について、安定供給確保支援業務以外の業務において自ら得た船舶関係の情報から必要な情報を抽出・整理・調製等する方法により調査等を行うとともに、収集した情報を公表する場合には、適切な評価を実施した上で、当協会のホームページに掲載する。

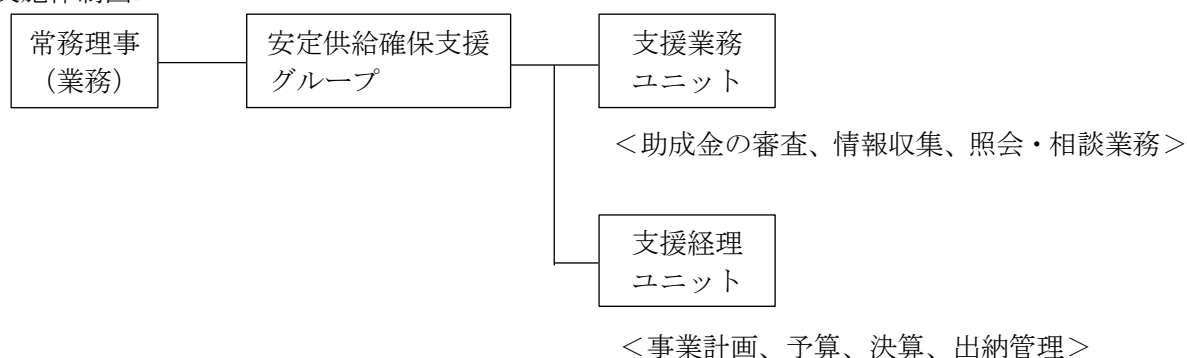
③ 船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談並びにそれに附帯する業務

安定供給確保支援グループに設置した相談窓口の連絡先を当協会のホームページに掲載し、船舶の部品の安定供給確保を図るための供給確保支援実施基準に従い、船舶の部品等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応ずる。

3. 実施体制

業務担当の常務理事を主担当役員とし、当協会の事務局に設置した「安定供給確保支援グループ」において、次図の体制で安定供給確保支援業務を適切かつ確実に実施する。

＜実施体制図＞



また、安定供給確保支援業務に関する秘密保持・情報管理規程に基づき、専務理事をもって秘密情報の管理に係る統括責任者とし、安定供給確保支援業務を通じて知り得た秘密の保持及び情報の管理を適切に実施する。

4. 経理の区分

安定供給確保支援業務に係る会計について、法第36条の規定に基づき、安定供給確保支援業務とそれ以外の業務の経理を区分して整理する。なお、共通経費については、その性質又は目的に従って区分するものとし、業務ごとに適正に配分する。